

給付奨学生の家計急変採用に係る弾力的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合は、「生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」に類するものとして、生計維持者が雇用保険の加入対象外（自営業者等）であって失職や収入減少した場合も対象とすることとしています。

このたび、6月末までが重点支援期間と設定されたことに伴い、以下のとおり、申込期間等について、弾力的に取り扱うこととしますので、お知らせします。なお、特に断りがない限り、家計急変の事由が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合に該当する者に限らず、その他の事由（生計維持者の死亡等）に該当する者に対しても共通した取扱いとします。

1. 募集時期（申込期限）

	変更前	変更後
①	2020年4月1日以降に家計が急変した場合、家計急変事由発生日から3ヶ月以内に学校への申込みが必要。 (例) 事由発生日が4月1日なら7月1日までの申込み	(変更なし) 2020年4月1日以降に家計が急変した場合、家計急変事由発生日から3ヶ月以内に学校への申込みが必要。 (例) 事由発生日が4月1日なら7月1日までの申込み
②	新入生については、入学前年の1月(入学の15ヶ月前)以降に家計急変した学生等の場合、入学月から <u>2ヶ月以内</u> (2020年4月入学者は2020年 <u>5月末日まで</u>)の申込みが必要。	(変更あり) 新入生については、入学前年の1月(入学の15ヶ月前)以降に家計急変した学生等の場合、入学月から <u>3ヶ月以内</u> (2020年4月入学者は2020年 <u>6月末日まで</u>)の申込みが必要。
③	2020年度においては、2年次以上(高等専門学校は5年次)の学生等について、2019年1月～2020年3月に家計急変した学生等の場合、2020年 <u>5月末日まで</u> の申込みが必要。	(変更あり) 2020年度においては、2年次以上(高等専門学校は5年次)の学生等について、2019年1月～2020年3月に家計急変した学生等の場合、2020年 <u>6月末日まで</u> の申込みが必要。

2. 事由が発生した日

※家計急変の事由が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合に該当する者に限ります。また、事由が発生した日とは、次項の「支給開始月」とは異なります。

変更前	変更後
・新型コロナウイルスの影響を受けて収入が減少した月の末日	・新型コロナウイルスの影響を受けて収入が減少した月の末日 ・収入が減少した月の前月の末日とすることも可能

3. 支給開始月

変更前	変更後
・ 随時（家計急変事由発生日から4ヶ月目以降）	・ 随時（家計急変事由発生日から4ヶ月目以降） ・ <u>ただし、重点支援期間（6月末まで）に申込みのあった者については、申込日の属する月分から支援を開始。</u> （注意：申込日の属する月が振込開始月となるわけではありません。）

※重点支援期間（6月末まで）に申込みがあった者については、支給開始月を早めることが可能となります。なお、重点支援期間後の申込みを制限しているわけではなく、1. ①を満たしていれば随時申込みが可能です。

4. 証明書類の取扱い

※家計急変の事由が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合に該当する者に限ります。

(1) 基本的な証明書類（変更なし）

通常の家計急変申込時に必要な書類（家計急変後の給与明細等）に加え、以下についても必要となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものと認められる公的証明書*（コピー）

※ JASSO ホームページに、認められる公的証明書の具体例を掲示します。

- ② 家計急変後の年間見込収入に基づく「進学資金シミュレーター」の「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）での結果表示画面を印刷したもの（シミュレーションの結果、対象外となる場合には、支援を受けることはできません。また、審査の結果は、提出いただいたシミュレーションの結果と異なる場合があります。）

※ 入学後に家計が急変した場合も、「進学資金シミュレーター」を入力した際の、減収後の給与明細等（1ヶ月分）を併せて提出してください。

(2) 証明書類の弾力的な取扱いとして新たに認めるもの（変更あり）

収入は減少しているが、前記4. (1) ①の要件を満たす公的証明書が用意できない場合は、以下を提出することによって新たに代替として認めるものとします。

- ① 「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」（新規様式）*

※ JASSO ホームページに、新規様式を掲示します。

- ② 家計急変事由が生じた方の減収前の給与明細等1ヶ月分及び減収後の給与明細等1ヶ月分（計2ヶ月分）